

令和7事業年度

事業報告書

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

独立行政法人空港周辺整備機構

目	次
1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	3
4. 中期目標	4
(1) 空港周辺整備機構が所掌する事務事業を取り巻く現状、目指すべき姿	
(2) 一定の事業等のまとめりと目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
6. 中期計画及び年度計画	8
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	11
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	15
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	17
10. 業務の成果と使用した資源との対比	18
(1) 令和7年度の主な業務成果・業務実績	
(2) 自己評価	
(3) 前中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11. 予算と決算との対比	21
12. 財務諸表	22
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	25
14. 内部統制の運用に関する情報	26
15. 法人の基本情報	28
(1) 沿革	
(2) 設立根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所の所在地	
(6) 主要な特定関連会社等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	32

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、基本理念である「わたしたちは、周辺地域とのコミュニケーションを大切にし、地域と空港の共生に貢献します」のもと、福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生じる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、再開発整備事業、移転補償事業、緑地造成事業、住宅騒音防止対策事業などの環境対策事業を行っております。

令和7年度における我が国の経済は、賃上げの定着や企業の高い投資意欲など、前向きな動きが続いている一方、世界的なインフレや国際情勢の不透明感を背景に、エネルギー・原材料価格は高水準で推移しており、機構の事業環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、機構では、福岡空港と周辺地域の共生に貢献することを目的として、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りつつ、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってまいりました。特に、再開発整備事業においては、貸借人との意思疎通を図り、経営状況や施設管理におけるリスクを把握した上で、適切な維持管理を行ってまいりました。また、移転補償事業においては、広報活動の強化や丁寧な情報発信、さらに相談受付業務の効率化に取り組んだ結果、相談者への迅速な対応が可能となりました。

また、組織運営にあたっては、これまでの独立行政法人改革等の趣旨を踏まえ、独立行政法人として担うべき業務を念頭において、業務の質を確保し、効率的な運営を行ってまいりました。

令和8年度からは、新たに第6期中期目標期間（令和8年度～令和10年度）が始まりました。

機構は、福岡空港の環境対策事業を着実に実施することはもとより、滑走路増設事業の完了に伴い、今後予定されている騒音対策区域の見直しにより、申請件数の増加が見込まれており、これに伴う業務量の増加や、機構の廃止を見据えた運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげることで、引き続き、福岡空港と周辺地域の共生に貢献してまいります。

最後に、本事業報告書が業務実績報告書などとともに機構の様々な活動について、ご理解いただく一助になることを願っております。

独立行政法人 空港周辺整備機構
理事長 **今吉 伸一**



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（航空機騒音障害防止法 第20条）

機構は、周辺整備空港である福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としています。

(2) 業務内容

① 再開発整備事業

航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（騒音斉合施設）として駐車場、倉庫、物販施設等を整備し、貸付をすることで、移転補償跡地の有効活用を図っています。

② 移転補償事業

航空機騒音により生じる障害が著しい一定区域内において、航空機の騒音による障害の防止のために建物の移転に対する補償や土地を買い入れる事業を行っています。

③ 緑地造成事業

移転補償事業で取得した土地に緑地帯（緩衝緑地）を整備し、航空機による騒音の軽減を図り、併せてその地域の生活環境を改善する事業を行っています。

④ 住宅騒音防止対策事業

航空機騒音により生じる障害が著しい一定区域内において、障害軽減に資する防音工事やエアコン等設置の費用を助成しています。

[詳細につきましては、ホームページをご覧ください。](#)

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

国土交通省の政策体系及び予算における機構の各業務の対応関係は、以下のとおり位置づけられています。

国土交通省の政策体系	予算科目	機構の業務
航空交通ネットワークを強化する （空港周辺環境対策事業）	自動車安全特別会計 空港整備勘定 （項）空港整備事業費	・ 再開発整備事業 ・ 移転補償事業 ・ 緑地造成事業 ・ 住宅騒音防止対策事業

【政策体系図】

独立行政法人空港周辺整備機構の政策体系図

国土交通省

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（抄）

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

空港周辺整備機構が果たすべき役割

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第20条）

緑地造成事業

第3種区域において、緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理を行う。

移転補償事業

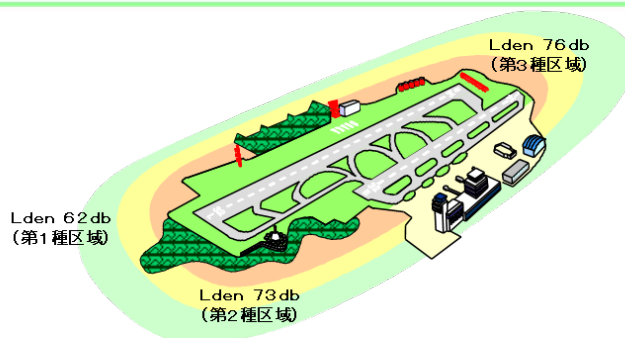
第2種区域内の建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び土地の購入に関する事務を行う。

住宅騒音防止対策事業

第1種区域内に建っている住宅に対し、航空機騒音により生ずる障害の軽減を図るため住宅防音工事に関し助成を行う。

再開発整備事業

航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（倉庫、物販施設等）の用に供する土地の造成及び管理を行う。



4. 中期目標

(1) 空港周辺整備機構が所掌する事務事業を取り巻く現状、目指すべき姿

(国土交通省第5期中期目標(令和5年4月～令和8年3月))

福岡空港は、特定飛行場の中でも特に空港周辺が市街化されているため、騒防法により計画的な周辺地域の整備を行う周辺整備空港に指定されており、機構が航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、環境対策事業(再開発事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業)を着実に実施する役割を担っています。

機構は、環境対策事業の実施にあたり、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた結果、長年にわたり事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、関係自治体や住民からも高い評価及び信頼を頂いています。また、地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者の能力を最大限に活かした地域密着型の事業実施体制を構築しています。

一方、住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要であり、申請者の高齢化に伴い、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、デジタル化へ対応した取組を行うことが必要とされています。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(以下「25年閣議決定」という。)及び「福岡空港特定運営事業等実施方針」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後(令和11年3月予定)に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保することが求められます。

従って、滑走路増設事業の進捗を注視しながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげるよう努めてまいります。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構の廃止に向けた準備を行うように取り組んでまいります。

[詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。](#)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、機構の各々の業務内容を基にしており全部で4つに区分しています。なお、経理区分については、各業務と財源関係などから3つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	経理区分
ア 再開発整備事業	固有事業
イ 移転補償事業	受託事業
ウ 緑地造成事業	
エ 住宅騒音防止対策事業	その他事業

具体的な区分ごとの目標は、以下のとおりです。

ア 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

イ 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

ウ 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

エ 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【基本理念】

わたしたちは、周辺地域とのコミュニケーションを大切にし、地域と空港の共生に貢献します。



実現

【運営方針】

わたしたちは、基本理念を具体化するため、以下の取組を行います。

- 国と関係自治体との密接な連携のもと、空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図るための事業を確実に行います。
- 地域のみなさんの声に耳を傾け、生活環境の改善と周辺地域の発展に寄与します。
- 法律や規則を遵守し、効率的な業務の運営を行います。



実行

【役職員行動指針】

- 地域のみなさまとの対話と信頼関係を追求するとともに、社会の変化に対応し、新たな業務に積極的に挑戦します。
- 法令や社会のルールを遵守し、公平・公正に職務を遂行します。
- 効率的・効果的に業務運営を行い、業務の透明性を高めて、信頼を確立します。
- 仕事と生活の調和や女性の活躍を推進するとともに、ハラスメントのない職場環境の醸成に努めます。

6. 中期計画及び年度計画

第5期中期計画（令和5年4月～令和8年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和7年度の年度計画との関係は以下のとおりです。

[詳細につきましては、第5期中期計画及び年度計画をご覧ください。](#)

第5期中期計画と主な指標等	令和7年度計画と主な指標等
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 再開発整備事業 - 定期巡回による全施設月1回の点検実施 - 全貸借人との情報交換のための面談等年1回以上	- 定期巡回による全施設月1回の点検実施 - 全貸借人との情報交換のための面談等年1回以上
(2) 住宅騒音防止対策事業 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内	更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内
(3) 移転補償事業 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内	申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内
(4) 緑地造成事業 事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進	土地約0.1haの造成・植栽
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	
(1) 業務改善の取組 ① 業務運営の効率化 - 人材の確保・育成、技術の承継 - 研修の実施 ② 事業費の効率化 - 令和4年度比で3%以上削減 ③ 一般管理費の効率化 - 令和4年度比で9%以上削減 ④ 契約の適正化・調達の合理化 - 契約の適正化の推進	国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整 - 研修の開催や外部研修への参加 - 事業の効率化かつ合理的な執行 - 事業の効率的かつ合理的な執行 - 契約監視委員会等の活用

第5期中期計画と主な指標等	令和7年度計画と主な指標等
⑤ 人件費管理の適正化 ・ 給与水準を厳しく検証	・ 国家公務員給与に準じた水準
(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 ・ 情報システムの適切な整備及び管理 ・ 事業にかかるシステムの強化・効率化	・ 業務のデジタル化 ・ 再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充 ・ 住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
予算、収支計画及び資金計画 ・ 予算管理の徹底、健全な財務体質の維持	・ 事業の効率化を反映した予算等の作成
Ⅳ. その他の事項	
(1) 内部統制の充実・強化 ・ 内部統制体制の評価、改善	・ コンプライアンスの推進、適切なリスク管理、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化、内部監査の実施
(2) 情報セキュリティ対策 ・ 適切な情報セキュリティ対策の実施	・ ハード・ソフトの両面での不断の見直し ・ 役職員の高い意識を保持するための研修
(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ① 国及び関係自治体との連携 ・ 国及び関係自治体と十分な意思疎通を図る ② 広報活動の充実 ・ 広報の充実 ・ 地域への啓発活動 ③ 地域住民のニーズの把握 ・ 地域住民のニーズの把握	・ 連絡協議会やその他会議を通じた意思疎通 ・ 自治体広報誌への情報掲載、関係自治体窓口での機構パンフレットの配布 ・ 小中学校等への出前講座、イベントでの啓発活動 ・ 寄せられた質問、意見等の検討

第5期中期計画と主な指標等	令和7年度計画と主な指標等
(4) 運営権者への円滑な環境対策事業承継に向けた取組の推進 ① 引き継ぎ文書のデジタル化 データの体系化、デジタル化の推進	- 作業工程表に基づく承継に向けて必要となる取組の計画的実施 - 法人文書デジタル化推進計画に基づく取組の推進
② 業務の可視化パターン化の推進 - 業務フローチャートの充実 ③ 研修員の受け入れ - 常勤研修員1名以上の受け入れ	- 業務フローチャートの内容や質の充実 - 運営権者派遣の研修員の受け入れ
(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 事業の成果（レポート）の作成	貴重な資料や情報の収集・整理、事業の成果（レポート）の作成

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

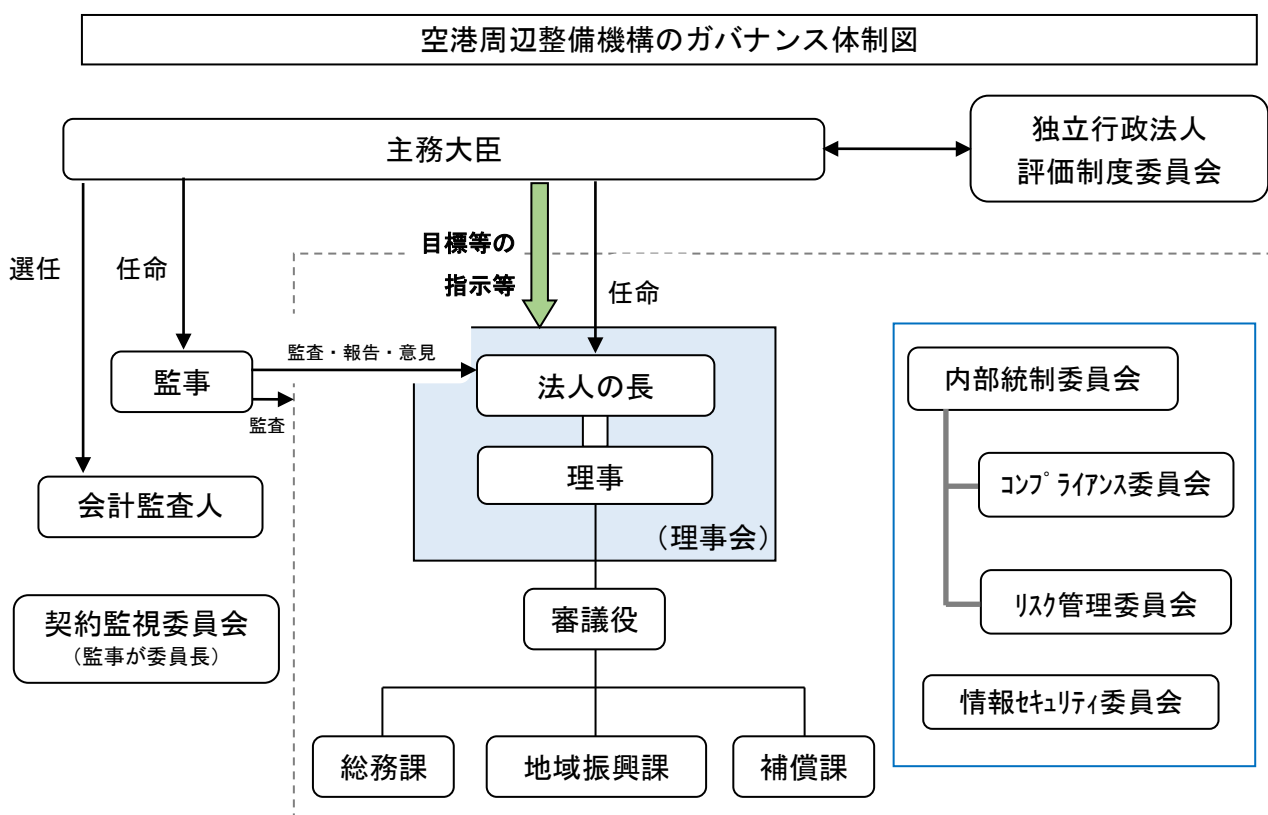
国土交通大臣

② 空港周辺整備機構のガバナンス体制図

機構のガバナンスの体制は、次のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制の目的が、当機構の役員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化しました。

令和7年度においても、引き続き内部統制システムに基づいた取り組みや研修等を実施しています。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)



（２）役員等の状況

① 役員 の 状況（令和8年3月31日現在）

役 職	氏 名	任期	経 歴
理事長	いまよし しんいち 今吉 伸一	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	MSIG Holdings(Europe)部長（企画担当） 三井住友海上火災保険（株）執行役員 MSIG Holdings(Europe)取締役 三井住友海上火災保険（株）常務執行役員 三井住友海上火災保険（株）顧問
理事	たにぐち やすじ 谷口 恭二	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	福岡市東区長
監事	おおishi しげお 大石 繁男	令和5年8月1日 ～ 令和7年度財務諸表の 国土交通大臣承認日	博多バスターミナル（株）常務取締役
監事 (非常勤)	どいら ゆみこ 土井 良 由美子	令和5年8月1日 ～ 令和7年度財務諸表の 国土交通大臣承認日	公認会計士

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は板橋監査法人であり、当該監査人に対する、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額は、4百万円であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

（３）職員の状況

常勤職員数は令和7年度末現在26人（前期同数）、平均年齢は43.0歳（前期末41.8歳）です。

なお、常勤職員は全て国、福岡県、福岡市からの出向者です。

また、役職員行動指針を基に、仕事と生活の調和推進を図るため、テレワーク環境による在宅勤務やフレックス勤務などの取組を実施しています。

（４）重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当ありません。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当ありません。

- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

機構は、政府及び関係地方公共団体からの共同出資により設立されており、資本金400百万円の出資内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	300	—	—	300
地方公共団体出資金	100	—	—	100
(内訳) 福岡県	50	—	—	50
福岡市	50	—	—	50
資本金合計	400	—	—	400

※当事業年度における出資金の増減はありません。

② 目的積立金等の状況

令和7事業年度は、目的積立金の申請を行っていません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳（業務収入、受託収入、補助金収入、その他）

令和7事業年度の経常収益は998百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

区分	金額	構成比率
業務収入	672 百万円	67.3%
受託収入	192 百万円	19.3%
補助金等収益	101 百万円	10.2%
負担金収益	2 百万円	0.2%
資産見返補助金等戻入	7 百万円	0.7%
その他収入	24 百万円	2.4%
合計	998 百万円	100.0%

注) 端数処理の関係で、内訳の合計額と一致しない場合がある。

② 自己収入に関する説明

機構における自己収入として、再開発整備事業の業務収入があります。

この収入は、機構の収入の約67.3%を占めており、再開発整備事業の騒音斉合施設賃貸借契約に基づく貸付料収入であり、その金額は672百万円となっています。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

機構では、社会及び環境への配慮の取組として、以下の事項を実施しています。

① 環境への配慮に関する取組

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、環境への負荷の少ない物品等の調達を推進するとともに、同法第8条第1項の規定に基づき、毎年度その実績を公表しています。

○ 環境物品等の調達の推進を図るための方針

<https://www.oeia.or.jp/docs/siryo.cgi>

○ 環境物品等の調達実績概要

<https://www.oeia.or.jp/nyusatu/six.cgi>

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、毎年度「環境配慮契約の締結実績」の概要を公表しています。

○ 環境配慮契約の実績概要

<https://www.oeia.or.jp/nyusatu/six.cgi>

② 社会への配慮に関する取組

・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定めるとともに、同法第7条第1項の規定に基づき、毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績を公表しています。

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく公表

<https://www.oeia.or.jp/nyusatu/six.cgi>

（８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

機構は、長年にわたり数多くの環境対策事業を実施し豊富なノウハウを蓄積しており、地元調整等の関連業務の経験を有する国（国土交通省航空局）・福岡県・福岡市からの出向者による能力を最大限に活かし、地域密着型の事業実施体制を構築しています。

これらの強みや基盤を活用して、環境対策事業の実施にあたり、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってまいります。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

機構では、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たしていくため、リスク管理を最重要課題と認識し、内部統制委員会やリスク管理委員会を設置することにより、組織全体で計画的な PDCA サイクルによるリスク管理の取組を実施してきたところです。

具体的には、「独立行政法人空港周辺整備機構リスク管理規程」を定め、各業務に内在するリスクの識別、分析及び評価を行い、当該リスクに対する具体的な対応策を講じるとともに、新たに顕在化したリスクへの対応や、「リスク管理表」の定期的な見直しにより、リスク管理に関する課題に対し、適切に対応しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

<各種申請への対応>

機構では、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、環境対策事業を実施しています。このうち、移転補償事業及び住宅騒音防止対策事業については、滑走路増設事業の完了に伴い、今後予定されている騒音対策区域の見直しにより、申請件数の増加が見込まれており、これに伴う業務量の増加が想定されます。

そのため、国が行う地元対策等と協調し、今後の情報発信のあり方について検討を行うとともに、事務処理の効率化を図りました。

<騒音斉合施設の管理>

機構では、地域と空港の共生に貢献するため、移転補償跡地に郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの騒音斉合施設の整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきました。一方で、事業開始から30年以上が経過し、一部の建物について、老朽化が進行していることから、施設の安全性及び機能維持の観点から、適切な対応が必要となっています。

耐用年数を経過した老朽化が著しい施設については、賃借人に立ち退きをお願いしてきたところですが、立ち退きが完了していない1件について、あらためて交渉を行った結果、現所在地での強い事業継続意欲及び当該建物の現況を踏まえ、当該建物を建て替える方針を令和6年度に決定しました。令和7年度においては具体的な建替方法等について、賃借人と交渉を行ったが、合意に至らなかったため、改めて既存施設の現状に関する相互理解を深めるため、10月に建物診断を実施し、その結果を3月に通知した上で、診断結果に基づき建替えに関する意向確認を行うなど、早期解決に向けた丁寧な交渉を行いました。

また、令和3年度に策定した「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づく修繕工事及び定期施設巡回により把握した緊急的な修繕工事を、令和7年度において計7件実施し、適切な施設管理を行いました。

<コンプライアンス遵守>

コンプライアンスの遵守が不十分な場合、重大な課題・リスクにつながり、社会からの信用・信頼を失うおそれがあります。

そのため機構では、一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識できるよう、コンプライアンス研修やコンプライアンス違反事例の職員間自由討論等を行い、コンプライアンス遵守の意識の向上及び定着を図りました。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

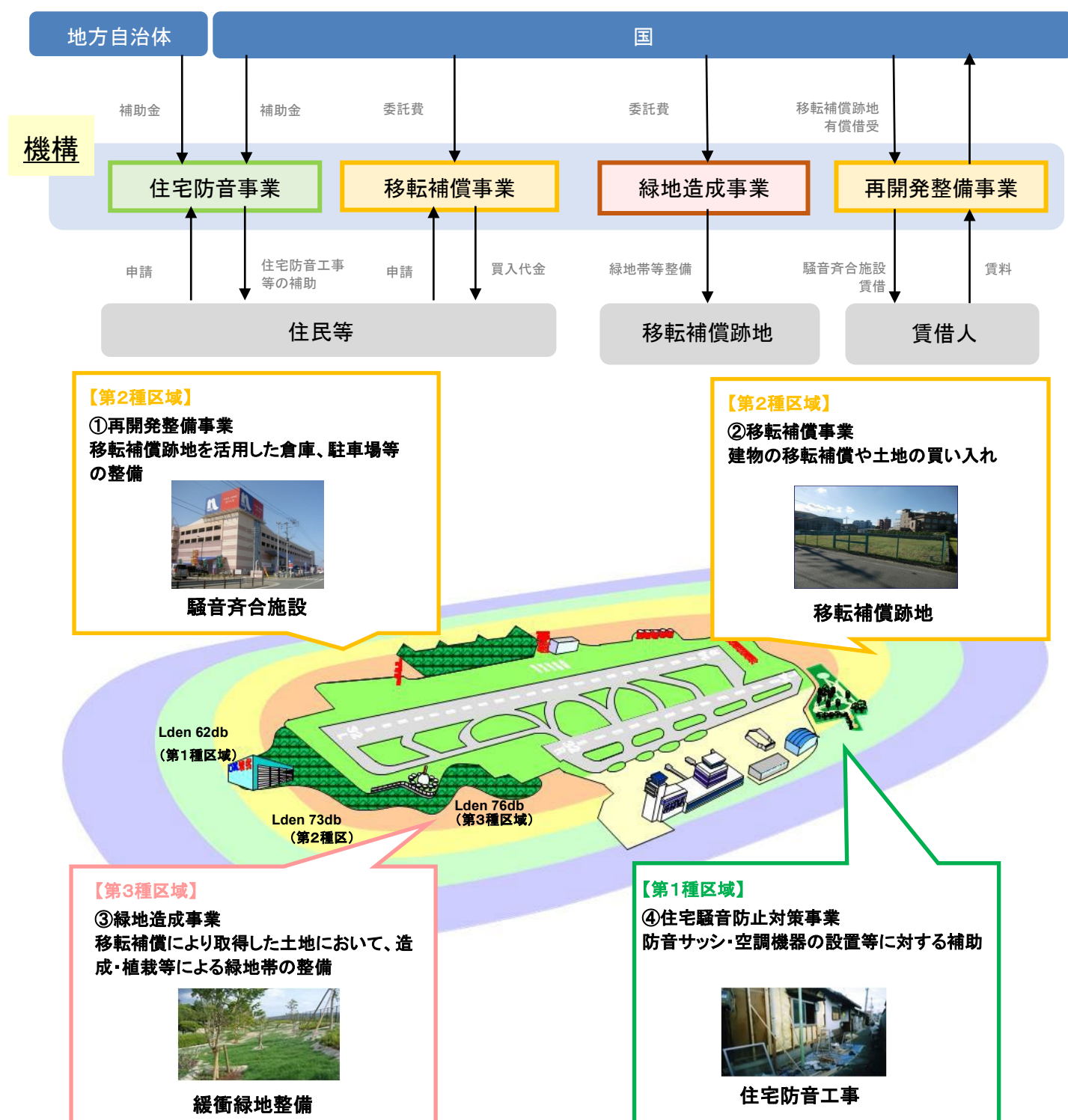
なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和7年度における機構の各業務への理解及び評価のため、各事業の前提となる主な事業スキームを示します。

[各事業の対象区域、詳細につきましてはホームページをご覧ください。](#)

＜事業の概略図＞ ※航空機騒音により生じる障害が著しい一定区域内において事業を実施。



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和7年度の主な業務成果・業務実績

機構は、地域と空港の共生に貢献するため、空港周辺地域の航空機騒音による障害の防止・軽減、生活環境の改善・周辺地域の発展、法令規則の遵守及び効率的な業務運営を運営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。また、令和7年度は第5期中期計画及び年度計画の達成に向けて、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上を図るため、適切な業務運営を行ってまいりました。

<主な業務成果・業務実績>

- 再開発整備事業において、大井その2賃借人からの撤退の届出を受け、新たな賃借人確保に向けて公募手続等を行い、令和8年3月に優先交渉権者を決定し、移転補償跡地の有効活用、安定的な賃料収入確保の見通しを立てた。
国有地使用料の上昇に伴う貸付料の増額交渉について、令和6年度から法的措置を行っていた1者の調停を成立させ、適切な水準の貸付料を確保することができた。
騒音斉合施設の改修・修繕工事を7件実施し、安全性の確保を図った。
- 移転補償事業において、騒音対策区域の見直しに伴う業務増加量を定量的に把握するため、申請見込件数を算出し、今後の業務増に対応した人員体制の検討に必要な根拠データを整備した。
申請があった土地6件の買入手続きを完了させた。
- 緑地造成事業において、約0.1haの造成・植栽を実施し、生活環境の改善を図った。
- 住宅騒音防止対策事業において、空気調和機器更新工事に伴う費用を助成した（226台分）。
- 業務運営の効率化において、全役職員が生成AIを利用できる環境を整備し、日常業務全般において業務効率化を図った。

各業務（セグメント）毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績報告書等をご覧ください。](#)

(2) 自己評価

（単位：百万円）

項 目	評価（注）	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
(1) 再開発整備事業	A	601百万円
(2) 住宅騒音防止対策事業	B	64百万円
(3) 移転補償事業	A	95百万円
(4) 緑地造成事業	B	9百万円

項 目	評価（注）	行政コスト
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項		法人共通経費 195 百万円
（１）業務改善の取組		
①業務運営の効率化	A	
②事業費の効率化	B	
③一般管理費の効率化	B	
④契約の適正化・調達の合理化	B	
⑤人件費管理の適正化	B	
（２）業務のデジタル化及びシステムの最適化	B	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項		
予算、収支計画及び資金計画	B	
Ⅳ．その他の事項		
（１）内部統制の充実・強化	B	
（２）情報セキュリティ対策	B	
（３）空港と周辺地域の共生と連携の強化		
①国及び関係自治体との連携	B	
②広報活動の充実・地域住民のニーズの把握	B	
（４）運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進	B	
（５）業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組	B	

（評価区分）

- S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。
A：所期の目標を上回る成果が得られている。
B：所期の目標を達成している。
C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

（３） 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	５年度	６年度	７年度
評価	B	B	—
理由	令和５年度及び令和６年度の評価については、いずれも「Ｂ」となっており、中期目標における所期の目標を達成している。		

（注）評価区分

- S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られて

いると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	令和 7 事業年度		
	予算	決算	差額 理由
収入	2,433	2,032	
業務収入	630	667	※1
補助金収入	128	102	※2
受託金収入	1,668	1,235	※3, 4
負担金収入	2	2	※2
雑収入	5	26	※5
支出	2,433	1,992	
再開発整備事業	509	534	※1
移転補償事業	1,487	1,078	※3
緑地造成事業	18	2	※4
住宅騒音防止対策事業	57	34	※2
人件費	289	285	※6
一般管理費	71	59	※7

注) 端数処理の関係で、内訳の合計額と一致しない。

(令和 7 事業年度における予算額と決算額との差額の説明)

- ※1 施設使用料の増額や工事計画等の変更が生じたため。
- ※2 交付申請が想定より減少したため。
- ※3 予算計上した補償費と土地鑑定評価額との差が生じたこと等のため。
- ※4 対象工事が翌年度へと繰越になったため。
- ※5 定期預金の利息収入が増加したため。
- ※6 人事異動等により、職員給与の所要額が想定より下回ったため。
- ※7 宿舍維持費等の所要額が想定より減少したため

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

12. 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,151	流動負債	290
現金及び預金	2,129	未払金	136
その他	23	借入金	3
固定資産	1,005	その他	151
有形固定資産	991	固定負債	504
その他	14	借入金	10
		預り敷金・保証金	363
		その他	131
		負債合計	795
		純資産の部	金額
		資本金	400
		政府出資金	300
		地方公共団体出資金	100
		利益剰余金	1,962
		純資産合計	2,362
資産合計	3,156	負債純資産合計	3,156

注) 端数処理の関係で、内訳の合計額と一致しない。

② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	964
II その他行政コスト	-
III 行政コスト	964

③ 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	964
業務費	766
人件費	158
減価償却費	61
その他	547
一般管理費	195
人件費	141
減価償却費	2
その他	52
財務費用	3
経常収益(B)	998
補助金等収益等	110
自己収入等	888
臨時損益(C)	0
当期総利益(B-A+C)	35

注) 端数処理の関係で、内訳の合計額と一致しない。

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	評価・換算 差額等	純資産 合計
当期首残高	400	-	1,927	-	2,327
当期変動額	-	-	35	-	35
当期末残高	400	-	1,962	-	2,362

注) 端数処理の関係で、内訳の合計額と一致しない。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	135
人件費支出	△ 299
補助金等収入	105
自己収入等	1,911
その他収入・支出	△ 1,582
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 2
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 7
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	126
V 資金期首残高 (E)	503
VI 資金期末残高 (F=D+E)	629

注) 端数処理の関係で、内訳の合計額と一致しない。

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

13. 財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和7事業年度末の資産残高は3,156百万円となっており、その大部分は現金及び預金と有形固定資産となっています。また、負債残高は、795百万円となっていますが、その大部分は預り敷金、保証金であり将来騒音斉合施設賃借人へ返還をするものです。

純資産の残高は、2,362百万円であり、政府出資金・地方公共団体出資金400百万円のほかに利益剰余金を1,962百万円有しています。

② 行政コスト計算書

令和7事業年度の行政コストは、964百万円となっています。損益計算書上の費用と同額であり、その他行政コストは発生していません。

③ 損益計算書

令和7事業年度の経常費用は964百万円、経常収益は998百万円であり、当期総利益は35百万円となっています。経常費用の主なものは、その他経費として計上している再開発整備事業費（484百万円）、移転補償事業費（31百万円）、緑地造成事業費（2百万円）及び住宅騒音防止対策事業費（29百万円）となっています。

経常収益の主なものは、再開発整備事業の業務収入（672百万円）、移転補償・緑地造成事業の受託収入（192百万円）及び住宅騒音防止対策事業の補助金等収益（102百万円）があり、当期総利益の主な要因は、再開発整備事業において事業費を上回る業務収入が計上されたことによるものです。

④ 純資産変動計算書

令和7事業年度の当期首残高は2,327百万円、当期末残高は2,362百万円となっています。これは、令和7事業年度において、当期純利益が35百万円計上されたことによるものです。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、主に業務収入及び受託収入により135百万円の資金増加となっています

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出及び有形固定資産の取得による支出により、2百万円の資金減少となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に再開発整備事業において資金調達を行った借入金の償還によるもので、7百万円の資金減少となっています。

以上により126百万円の資金増加となり、資金期末残高は629百万円となりました。

14. 内部統制の運用に関する情報

機構は、役員（監事を除く）の職務の執行が通則法や他の法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用（業務方法書第15条、第19条）>

役員（監事を除く）の職務の執行が通則法、騒防法又は他の法令に適合することを確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和7年度においては4月、10月、3月に開催しています。

4月 今年度の取組方針を審議し決定。（1. コンプライアンス、2. リスク管理、3. 内部監査、4. 情報セキュリティ対策、5. 職員研修、6. その他（令和7年度計画の取組））

10月 今年度の取組状況の中間報告。

3月 今年度の取組結果の報告。

<コンプライアンス（業務方法書第19条）>

内部統制委員会の分科会的位置づけとして、コンプライアンスに関する体制構築や事案が生じた際の対応など、必要な取組を推進するためにコンプライアンス委員会を設置しており、令和7年度においては5月、10月、3月に開催しています。

5月 今年度の取組方針を決定。

10月 上半期の取組状況報告（コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果並びにコンプライアンス違反事例の各課討論）。

3月 下半期の取組状況報告（コンプライアンス研修）及び今年度の取組の総括を行い、今年度の取り組みについては次年度以降も継続して実施していく方針を決定。

<リスク管理（業務方法書第20条）>

内部統制委員会の分科会的位置づけとして、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するためにリスク管理委員会を設置しており、令和7年度においては5月、10月、3月に開催しています。

5月 今年度の取組方針を決定。

10月 上半期の取組状況報告（クレーム対応研修及びフリートークの実施状況）及び業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況報告。

3月 下半期の取組状況報告（安全運転研修の実施状況）及び業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況報告、今年度の活動の総括を行い、今年度を実施した研修及び業務フローチャート・リスク管理表の定期的な見直しについては次年度以降も継続して実施していく方針を決定。

＜監事監査、内部監査（業務方法書第23条、第24条）＞

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

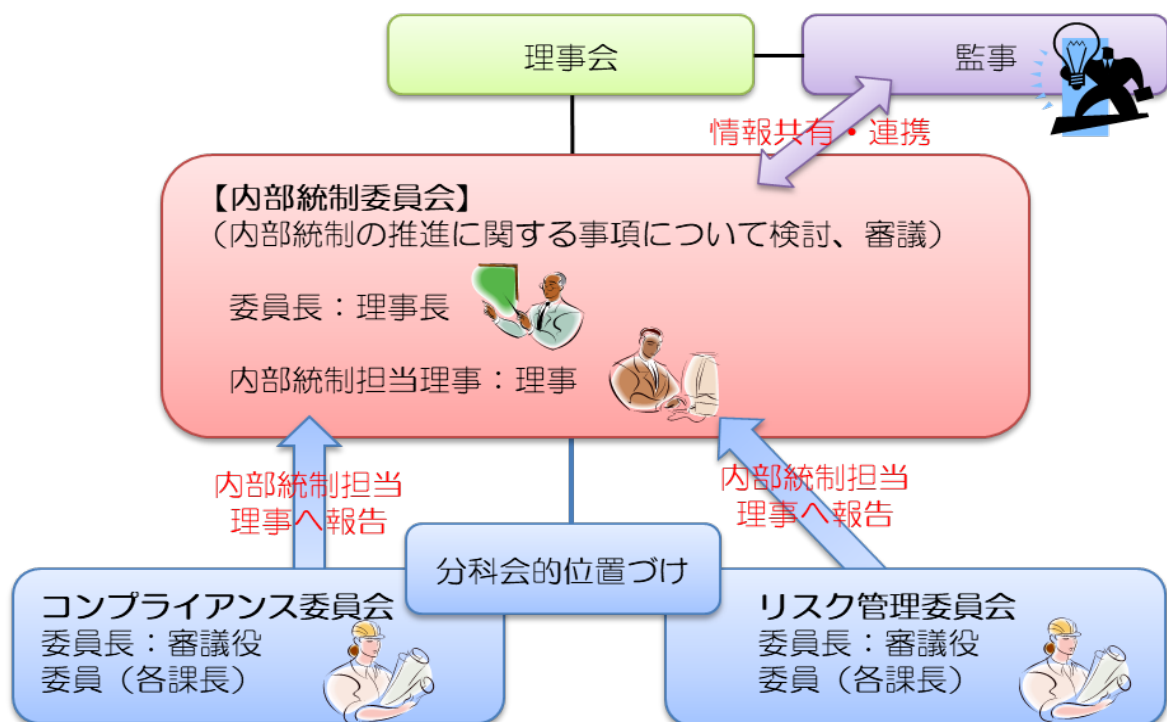
また、理事長は、機構の業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、令和7年度においては、内部監査員と監事で監査の連携を確認し、11月に内部監査及び監事監査を実施し、適正に業務が実施されていることを確認しています。

＜入札及び契約に関する事項（業務方法書第26条）＞

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」のほか、契約事務手続きの適切な実施等を目的とした「入札及び契約事項審査会」の設置等を定めた内部規程を整備しています。

令和7年度においては、契約監視委員会を6月に開催し、令和6年度の調達実績について点検・見直しを行なっています。また、入札及び契約事項審査会を9回開催しています。

【参考】 内部統制推進の組織体制図



15. 法人の基本情報

(1) 沿革

年 月	事 項
昭和42年8月	「航空機騒音防止法」の制定 ・学校・病院など公共施設の防音工事助成、移転補償 ・民家防音工事助成、緑地整備は昭和49年3月27日の改正後
昭和49年4月	「大阪国際空港周辺整備機構」発足（認可法人）
昭和51年7月	「福岡空港周辺整備機構」発足（認可法人）
昭和60年9月	大阪・福岡の空港周辺整備機構の統合（認可法人） ・空港周辺整備機構 福岡空港事業本部となる。
平成15年10月	独立行政法人へ移行 ・独立行政法人空港周辺整備機構 福岡空港事業本部
平成24年7月	福岡単独の「独立行政法人空港周辺整備機構」へ移行 ・大阪国際空港事業本部の廃止に伴い、本部制が廃止されて福岡単独の法人となる。
平成29年3月	滑走路増設事業の完了から4年後に機構の廃止を予定（令和11年3月予定）。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年閣議決定）、「福岡空港特定運営事業等実施方針」（国土交通省航空局）
令和7年3月	増設滑走路供用開始

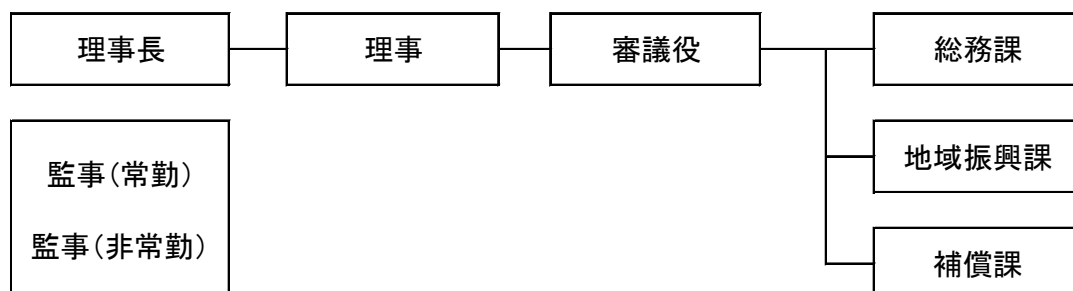
(2) 設立根拠法

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
（昭和42年法律第110号）

(3) 主務大臣

国土交通大臣（国土交通省航空局航空ネットワーク部航空戦略室）

(4) 組織図（令和8年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5 アークビル内

(6) 主要な特定関連会社等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

当機構の中期目標期間

第4期：平成30年4月～令和5年3月

第5期：令和5年4月～令和8年3月

(単位：百万円)

中期目標期間	第4期		第5期		
区分	令和3 事業年度	令和4 事業年度	令和5 事業年度	令和6 事業年度	令和7 事業年度
資産	3,068	3,112	3,046	3,212	3,156
負債	836	813	807	884	795
純資産	2,232	2,299	2,240	2,327	2,362
行政コスト	1,065	1,087	874	842	964
経常費用	1,065	1,087	874	842	964
経常収益	1,077	1,154	911	929	998
当期総利益	12	67	38	88	35

(8) 翌事業年度（令和8年度）の予算、収支計画及び資金計画

予算

(単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業		
収入	631	889	64	153	4	1,743
業務収入	622	—	—	—	—	622
補助金収入	—	—	—	151	—	151
受託金収入	—	889	64	—	—	953
負担金収入	—	—	—	1	—	1
長期借入金等収入	—	—	—	—	—	—
雑収入	8	—	—	—	4	13
繰越金受入	—	—	—	—	—	—
支出	500	734	44	75	388	1,743
固有事業	500	—	—	—	—	500
受託事業	—	734	44	—	—	779
その他事業	—	—	—	75	—	75
人件費	—	—	—	—	301	301
一般管理費	—	—	—	—	87	87

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

資金計画

(単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業		
資金支出	955	736	51	76	421	2,241
業務活動による支出	595	736	51	76	390	1,850
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	3	—	—	—	—	3
翌年度への繰越金	356	—	—	—	30	387
資金収入	1,086	891	71	154	38	2,241
業務活動による収入	631	889	64	153	4	1,743
業務収入	622	—	—	—	—	622
受託金収入	—	889	64	—	—	953
その他の収入	8	—	—	153	4	166
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—
前年度からの繰越金	455	1	7	1	33	498

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

収支計画

(単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅融資防止対策事業		
費用の部	537	75	44	75	388	1,122
経常費用	537	75	44	75	388	1,122
業務費用	536	75	44	75	—	732
一般管理費	—	—	—	—	388	388
人件費	—	—	—	—	301	301
物件費	—	—	—	—	87	87
財務費用	1	—	—	—	—	1
雑損	—	—	—	—	—	—
臨時損失	0	—	—	—	—	0
収益の部	646	230	64	153	3	1,098
経常収益	646	230	64	153	3	1,098
業務収入	631	—	—	—	—	631
受託収入	—	230	64	—	—	295
補助金等収益	6	—	—	153	—	159
財務収益	8	—	—	—	3	12
雑益	—	—	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—
※ 繰出金・繰入金	△ 131	△ 155	△ 19	△ 77	383	0
純利益	△ 21	0	0	0	△ 1	△ 24
総利益	△ 21	0	0	0	△ 1	△ 24

※繰出金・繰入金は各事業費から管理運営費への振替えである。

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：受託金の未収金、騒音斉合施設に係る前払保険料等

有形固定資産：建物、構築物など機構が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

その他（固定資産）：有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当

未払金：機構の業務活動に係る支出決定済額のうち支払未済のもの

借入金：事業資金等の調達のため機構が借り入れた長期借入金

その他（負債）：騒音斉合施設賃借料の前受金、騒音斉合施設に係る敷金、保証等

預り敷金・保証金：騒音斉合施設に係る敷金、保証金等

政府出資金：国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成

地方公共団体出資金：地方公共団体からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成

利益剰余金：機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：機構が実施する事業コストのうち、機構の損益計算書に計上される費用

その他行政コスト：特定の資産に係る費用相当額

③ 損益計算書

業務費：機構の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、機構の職員等に要した費用

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分した経費

その他（業務費）：工事費、補償費及び補助金交付などの主要な事業に要した費用

一般管理費：機構の維持、運営に要した費用

その他（一般管理費）：機構事務室賃借料、光熱水量などの費用

財務費用：利息の支払に要した経費

補助金等収益等：国・地方公共団体の補助金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：受託収入、業務収入などの収益

その他（経常収益）：地方公共団体の負担金、利息などの収益

臨時損益：固定資産除却損などの損益

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入金の返済による支出などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

- ◆ ホームページでは、機構のご案内や各事業の申請方法などの情報を発信しています。

空港周辺整備機構のホームページ <https://www.oeia.or.jp/>



HPからも直接お問い合わせできます

◆ ご意見・お問い合わせ

電話・FAX・お手紙

※FAX、お手紙にはお問合せ等の回答先（氏名、住所）を記入願います。
※お電話でのご質問は9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）にお願ひ致します。

▼ 電話でのお問合せ

全般的なお問い合わせ
総務課 TEL 092-472-4591

住宅防音工事・空調機器更新工事に関するお問合せ
地域振興課 TEL 092-472-4594

再開発整備や緑地造成に関するお問合せ
地域振興課 TEL 092-472-4594

移転補償に関するお問合せ
補償課 TEL 092-472-4596

▼ FAXでのお問合せ

総務課 FAX 092-472-4598

▼ お手紙でのお問合せ

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号
独立行政法人 空港周辺整備機構 総務課 宛 に送付願います

◆ パンフレット

空と街とのいい関係

**独立行政法人
空港周辺整備機構**

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階
TEL 092-472-4591 FAX 092-472-4598

■お問い合わせ先

◎全般的なお問い合わせ
総務課 092-472-4591

◎住宅騒音防止対策に関する事
◎再開発整備に関する事
**地域振興課 092-472-4594
092-472-4595**

◎緑地造成に関する事
◎移転補償に関する事
補償課 092-472-4596

お問い合わせは、
インターネットでも受け付けております。
<https://www.oeia.or.jp/>

QRコードで検索へ

出前講座

空港周辺整備機構では、空港周辺対策への理解を深めていただく取り組みとして、義務教育機関等への出前講座を実施しています。
総合的な学習の時間などを利用して、皆さんの街と空港について考えてみませんか？
詳しくは総務課までお問い合わせください。

ご意見等について

空港周辺整備機構では、皆様からのご意見等を募集しております。お寄せいただいたご意見等は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

＜インターネットをご利用の場合＞
当機構のホームページ内にあります「ご意見等フォーム」
(<https://www.oeia.or.jp/toiawase/>) からお願いします。

＜ファクシミリをご利用の場合＞
092-472-4598へお願いします。

＜お手紙をご利用の場合＞
空港周辺整備機構総務課まで、お願いします。